

Historical Studies on Family Support in Japan: Focusing on Shiro Kawata

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大城, 亜水, OSHIRO, Tsugumi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.20608/00000966

原著

日本における家庭支援の一起源

—河田嗣郎の所説を中心に—^{注1) 注2)}

大城 亜水^{1) 2)}

Historical Studies on Family Support in Japan : Focusing on Shiro Kawata

Tsugumi OSHIRO^{1) 2)}

要 旨

本稿は、近代日本における女性労働論の史的検証を通して、その古典的価値から現代的意義を見出し、改めて今日の家庭支援のあり方への示唆を引き出そうというものである。そこで、家庭支援の初期形態を問いただす契機となった1920年代の女性労働問題に焦点をあて考察する。具体的には、女性労働の実態に精通していた河田嗣郎(かわた・しろう)の所説を取り上げる。河田は、当時の工業女性労働の視点から労働そのものの改革あるいはそれと関連する家庭支援のあり方の検討を行った。代表的な対策としては、男女平等を念頭においた「最低労賃制の制定」や「同一様の仕事に対する同一様の報酬」、女性の職場環境の改善を目的とした「女子労働組合」、託児所の必要性などが挙げられる。結論として、河田の所説は現在実施されている政策の先駆けともいふべきものであり、差し迫った今日的課題に対して深層から訴える有益な示唆を与えてくれているといえることができる。

キーワード：社会政策、家庭支援、河田嗣郎、女性労働、児童

SUMMARY

The purpose of this study is to examine the origin of family support in Japan. We focus on the ideologies and thoughts regarding female workers' problems in the 1920s. It is important to pay attention to Kawata Shiro, who was a leading thinker on the subject of the socioeconomic problems of female workers. Kawata conducted research on the living and working conditions of female workers in urban areas and proposed new policies to help them. His proposals included a minimum wage system and the establishment of trade unions for female workers in urban areas. Though his ideas were not implemented, it is possible to say that historical studies on Kawata's career provide useful suggestions

1) 教育学部こども教育学科(非常勤) 2) 大阪市立大学大学院経済学研究科

about contemporary family support problems.

Key Words : social policy, family support, Kawata Shiro, female worker, children

1. はじめに

周知のように、現代の日本において少子化対策は最重要課題になっている。そのなかでも女性労働と児童をめぐる問題はジャンルを問わず、多方面で議論が沸き起こっている。この問題に対して現在政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を掲げ、日本国民の誰もが活躍できる社会に向けて合計特殊出生率1.8(希望出生率)を目標に、長時間労働や残業時間の是正、「同一労働・同一賃金」など働き方の見直しに加え、保育分野の改革に力を入れている。また、児童の貧困問題に対しても経済的支援の充実や地域コミュニティの再構築などを図り、家庭に対する支援のあり方を問うている。

しかし、厚生労働省によると、2015年時点における18歳未満の児童貧困率は13.9%であり、未だに7人に1人の児童が貧困状態にある^{注3)}。他方、働き方についても、長時間労働などが原因で精神疾患を発症し、2016年に労災認定を受けた人は498人にも上り、前年調査よりも26人増加している。さらに、女性に限ってみると498人のうち、前年調査より22人増の168人が認定を受け、過去最多を記録した^{注4)}。

以上からすれば、上記の諸施策は十分に浸透しているとはいえ、少子化対策の抜本的な改革には至っていない。その理由のひとつとして、諸施策のほとんどが現代的な問題に対処するという姿勢に終始しており、これまでの歴史的な経過を踏まえるという視点を著しく欠いている点を指摘できるのではないだろうか。というのも、わが国のあらゆる社会問題とその対策としての社会政策は「経路依存性」が非常に強く、現代という一部を切り取ったトピック

的な施策での短期的な効果はあっても長期的には通用しないところがあるからである。

現に日本の社会政策史を振り返ると、早くも1世紀前の1910年代にはすでに児童貧困は国家の根幹をなす問題として登場した。そこで、児童保護の必要性が強く求められただけでなく、少年や婦人における労働問題まで及ぶ形で議論されていった。そうしたなかで、当時とりわけ女性労働の問題に精通していたのが河田嗣郎(かわた・しろう)である。河田は家族制度の研究から出発し、女性労働問題の政策論学者を初め、時には農業経済学の「学問的ファウンダー」として、また時には大阪商科大学(現、大阪市立大学)の初代学長として尽力した。このように幅広く活躍した河田が世に送り出した文献は単著だけでもおよそ70冊を数える。

そこで、本稿は河田の所説のなかでも「女性労働の問題」を中心に取り上げる。いわば、わが国の家庭支援のあり方に対して、今日的課題の出発点を河田の議論を通じて考察する。そうした検証は、古典的価値の現代的意義を再度見出すことに繋がるだけでなく、差し迫った今日的課題に対して深層から強く訴えるものへの示唆を引き出すことができるからである。

2. 河田嗣郎の人物像

本節では河田の人物像について紹介する。河田の略歴は、図表1のとおりである。河田は1883(明治16)年に山口県玖珂郡伊陸村に生まれた。1907(明治40)年に京都帝国大学法科大学を卒業後、国民新聞社に入社するがすぐに退社し、同大学の講師に就

いた。この時に同じく講師に就任したのが河上肇(かわかみ・はじめ)であり、この出会いを機に両者は生涯にわたって交流を深めていく。

そして、その2年後の1909(明治42)年に河田は同大学助教授に昇任し、第一作となる『家族制度ノ發達』を出版した。なお、この著書は河田が家族制度をテーマとする自身の卒業論文を加筆修正したも

のであったことから、河田の研究の出発点は「家族制度」ということになる。そして、1910(明治43)年には古典派経済学の代表格である Mill, J.S. の影響を受けながら2冊目となる『婦人問題』を出版した。しかし、この著書は出版直後、家族制度に悪影響を与える恐れがあるとして当時、文部省から発禁処分を受けたという話は周知の事実である。

図表1 河田嗣郎の略歴(1883-1942)

1883(明治16)年4月	山口県玖珂郡伊陸村に生まれる。
1904(明治37)年7月	山口県高等学校卒業。
1907(明治40)年7月	京都帝国大学法科大学卒業、卒業後すぐに国民新聞社に入社。
1908(明治41)年8月	同大学講師に赴任。
1909(明治42)年10月	同大学助教授に就任し、第一作となる『家族制度の發達』を出版。
1910(明治43)年9月	隆文館より『婦人問題』を出版するが、文部省から発禁処分を受ける。
1912(大正元)年8月	経済学研究のためにドイツ、イギリス、アメリカ、フランス、に留学。
1915(大正4)年4月	帰朝。
1918(大正7)年4月	同大学教授に昇任。 2月9日に大原社会問題研究所が大原救済事業研究所と共に創立した際、社会問題研究所の幹事として就任。なお、救済事業研究所の中心は高田慎吾である。
1919(大正8)年4月	法学博士の学位を受ける。
1919(大正8)年5月	経済学部勤務
1921(大正10)年不明	覚醒新婦人協会主催の女子文化革新演説会で「婦人労働問題」の講演を行うなど 婦人啓蒙活動に取り組む。
1924(大正13)年不明	『婦人問題』に次ぐ女性論関連の書として『家族制度と婦人問題』を出版。
1925(大正14)年5月	経済学部長に就任。
1928(昭和3)年6月	京都帝国大学を依願退職。 同年、大阪商科大学(現、大阪市立大学)の初代学長に就任し、同大学高等商業部長を兼任。
1928(昭和3)年7月	大阪市経済研究所長事務取扱に就任。
1936(昭和11)年8月	瑞宝重光章を授与される。
1942(昭和17)年5月	21日に59歳で永眠。旭日重光章および従三位を授与される。 28日に従一位を特旨叙位される。

出所：参考文献19)、より作成。

その後、河田は幸いにも免職処分を免れ、経済学研究のために1912(大正元)年から3年間、ドイツ、イギリス、アメリカ、フランス、に留学した。そして、1918(大正7)年2月9日に大原社会問題研究所(以下、大原社研)が大原救済事業研究所と共に創設された際、かねてから親交の深かった徳富蘇峰(とくとみ・そほう)の推薦で、社会問題研究所の幹事に就任した^{注5)}。また、1920年代からは河田の大学時代の師である戸田海市(とだ・かいち)と共に大阪市社会部で就業女性に関する調査を実施した。さらに、「婦人労働問題」についての講演を行うなど女性の啓蒙活動にも熱心に取り組み、1924(大正13)年に『家族制度と婦人問題』を刊行した。その後、河田は1928(昭和3)年に大阪商科大学(現、大阪市立大学)の初代学長に就任し、教育行政にも献身した。このような河田の業績は1936(昭和11)年に瑞宝重光章として称えられたが、その6年後の1942(昭和17)年に59歳という若さでこの世を去ってしまう。しかし、その業績は河田の死後も高く評価され、同年には旭日重光章や従一位が授与された。

以上は河田の主な略歴であるが、とりわけ注目すべきは交友関係の幅広さと広範囲にわたる研究業績である。先述の通り、河田は1942(昭和17)年に逝去したのであるが、同年には河田の弟子である四宮恭二(しのみや・きょうじ)を筆頭に生前交遊があった人たちが河田の死を悼む書が刊行され、そこには研究者、小・高等学校の校長、企業の会長や社長、銀行の頭取、小説家、歌人・詩人などの分野における錚々たる面々が並んでいた^{注6)}。

一方、研究業績についても前述したように、河田が世に送り出した著書は単著だけでも優に60冊を超える。このような河田を四宮は「シンの固いリベラリスト」¹⁾と称し、日本でいち早く少子化に注目した高田保馬(たかだ・やすま)は「多面的で、(河田の)頭脳は明晰透徹」²⁾と評価した^{注7)}。また、四宮によると、研究の分野については「農業経済学、農業政策」、「社会問題、社会政策」、「理論経済学」の3分野に大別できるという^{注8)}。そこで、本稿は上記の3つのなかでも「社会問題、社会政策」の分

野から、「女性労働の問題」を中心に取り上げる。

3. 河田嗣郎の婦人労働論

1920年代以降というと近代化が進み、人口が農村から都市へ移動し、工業労働が中心になっていく時期である。もちろんその中には女性が含まれ、女性労働問題の関心は専ら工業労働に従事する女性、いふならば都市女性に目が向けられていった。

それでは、都市女性について河田はどのように考えていたのだろうか。本節は都市女性の労働問題に焦点をあて、河田の婦人労働論を検証する。ただし、紙幅の関係上、本稿で取り上げる時期は河田の婦人労働論の中でも初期にあたる1920年代が中心である。準戦時・戦時期に入ると河田の思想に変化がみられるが、その点について今回は触れていない。

まず、当時の都市女性労働の状況を整理しておく。先述したように、この頃は農村から都市への人口流出が激しかった時代である。とりわけその流出は女性が顕著で、河田によると当時の工場労働者数は男性よりも女性の方が多かったという^{注9)}。現に図表2から分かるように、1920(大正10)年末の官庁直営工場で働く女性の数は43,281人、民間諸工場で働く女性の数は915,449人の合計958,730人であったのに対し、男性は官庁直営工場が141,270人、民間諸工場が771,593人の合計912,863人で、女性は男性より約4万6千人以上も多く働いていた。また、女性労働者の増え方を年度比較すると、日露戦争直後の1906(明治39)年における女性労働者の総数は390,612人だったのに対し、その10年後の1916(大正5)年には673,058人、さらに、15年後の1921(大正10)年は958,730人に増えた。

加えて、図表3は当時の民間諸工場における工業の主な種類と、それに従事する男女の人数並びに割合を示したものである。これによると、当時女性が一番多く働いていたのは染織工業であり、他のものと比べると群を抜いている。他方、男性をみるとどの工業にも平均的に雇用されているのがわかる。ま

図表2 男女別職工の増加状況

	1906(明治39)年		1916(大正5)年		1921(大正10)年	
	男工	女工	男工	女工	男工	女工
官廳直轄工場(人)	108,692	21,379	131,351	36,389	141,270	43,281
民間諸工場(人) (平均一日使用人員)	242,944	369,233	458,632	636,669	771,593	915,449
合計(人)	351,636	390,612	589,983	673,058	912,863	958,730
男女割合(%)	47.3	52.7	46.7	53.3	48.8	51.2
五年間増加歩合(%)	—	—	—	—	56.4	42.4
十年間増加歩合(%)	—	—	67.7	72.3	—	—
十五年間増加歩合(%)	—	—	—	—	159.6	155.4

出所：参考文献14)、pp.182-183、より筆者作成。

図表3 1921(大正10)年の諸種工業における男女職工数および割合

	女工		男工	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
諸種工業				
染織工業	793,389	86.67	193,837	15.12
機械及器具工業	13,730	1.50	220,416	28.57
化学工業	47,534	5.19	120,138	15.57
飲食物工業	20,887	2.28	115,238	14.93
雑工業	39,114	4.27	107,985	14.00
特別工業	795	0.09	13,979	1.81
合計	915,449	100.00	771,593	100.00

出所：参考文献14)、p.192、より筆者作成。

注：雑工業とは、印刷製本業、紙製品業、革製品業、羽毛製品業、などを指す。

た、男女の職工総数をみれば、その差は約14万3千人である。このことから当時の工業労働において女性の労働力がいかに重要な位置を占めていたかは説明するまでもないだろう。

このように工業女性労働は貴重な戦力であったが、当時女性の賃金はどれくらいあったのだろうか。図表4は、それぞれ官庁直営の工場と民間諸工場における男女の1日の平均賃金と、女性賃金の男性賃金に対する割合の年次推移を表したものである。官庁直営の工場について図表4をみると、1908(明治41)年から1921(大正10)年の14年間で、男性の一

日平均の賃金は62銭から205銭の間にあり、女性は26銭から83銭の間であった。また、女性賃金の男性賃金に対する割合は32.9%が最も低く、高いものでも52.2%であり、その平均は43.3%に過ぎなかった。他方、民間諸工場についてみると、1907(明治40)年から1918(大正7)年の12年間で、男性の一日平均の賃金は46銭から92銭の間にあり、女性は23銭から48銭の間であった。また、女性賃金の男性賃金に対する割合は46.4%が一番低く、最も高いもので52.1%となっており、その平均は46.8%であった。

図表4 男女職工の1日平均賃金および女性賃金の男性賃金に対する割合の年次推移

<官庁直営工場(1908-1921)>				<民間諸工場(1907-1918)>			
	男工 (銭)	女工 (銭)	女性賃金の 男性賃金に 対する割合 (%)		男工 (銭)	女工 (銭)	女性賃金の 男性賃金に 対する割合 (%)
1908(明治41)年	62	26	41.9	1907(明治40)年	46	23	50.0
1909(明治42)年	68	30	44.1	1908(明治41)年	50	24	48.0
1910(明治43)年	72	26	36.1	1909(明治42)年	49	24	49.0
1911(明治44)年	74	28	37.8	1910(明治43)年	50	24	48.0
1912(明治45・大正元年)	72	29	40.3	1911(明治44)年	52	25	48.1
1913(大正2)年	68	29	42.6	1912(明治45・大正元年)	53	26	49.0
1914(大正3)年	64	28	43.7	1913(大正2)年	56	27	48.2
1915(大正4)年	70	31	44.2	1914(大正3)年	54	26	48.1
1916(大正5)年	71	32	45.0	1915(大正4)年	56	26	46.4
1917(大正6)年	78	34	43.6	1916(大正5)年	57	28	49.1
1918(大正7)年	89	39	32.9	1917(大正6)年	67	33	49.2
1919(大正8)年	110	54	49.1	1918(大正7)年	92	48	52.1
1920(大正9)年	159	83	52.2	平均	58	28	46.8
1921(大正10)年	205	74	36.1				
平均	90	39	43.3				

出所：官庁直営工場は、参考文献14)、p.206、民間諸工場は、同書、pp.213-214、より筆者作成。

では、当時このような状況下にあった女性労働の何に問題があったのだろうか。まず、河田は女性労働を健康問題と関連付けて指摘した。具体的には、化学工業などで従事する女性は工場から発生する有害物質によって不妊症や流産に至るケースもあれば、乳児がいる場合は授乳が原因で乳児が死亡するなどのリスクを背負っていた。また、河田は賃金労働と家庭生活との関係についても述べた。それは、既婚の男女が賃金労働者として働く以上、家庭生活の時間を十分に確保することができず、子どもとの時間が過ごせない、家族全員で一緒に食事をとることができない、など家庭生活が殺風景なものになるというものである。そして、もはや家族は「共同経済体」ではなく「共同宿泊所」に過ぎず、家庭はますます衰退していくだろうとも河田は推察した。

また、河田が何よりも問題にしていたのは男女の賃金格差であった。なぜなら、先にみたように、当時から女性の賃金は男性に比べて低いのは当然のこととされ、男性の賃金の40～55%の間に位置しているのが一般的であったからである(図表4参照)。しかし、河田はその理由のほとんどが因襲的であると批判した。代表的なものは、男性の多くが一家の大黒柱として妻子を養うために永久的に働き続けるのに対し、女性は結婚前の一時的な労働、あるいは家計の補助的労働がほとんどであるから賃金は低くて当然という考え方である。この点に対して河田は、離職率などの統計データをみると確かに一時的あるいは補助的労働の女性は多いが、所得が低い夫や労働ができない夫がいるために生計を立てなければならない女性、または寡婦として子どもを養わなければならない女性も少なからず存在するため、一概に女性労働＝一時的・補助的であるとはいえないと指摘した。

そこで、河田は「最低賃金制の制定」、「同一様の仕事に対する同一様の報酬」、「女子労働組合」を主張し、男女の賃金格差解消を含め女性労働問題の改善に向けて次のように展開していった。ここでいう「最低賃金制」とは、公権力によって一定の賃金水準を定め、当時の無秩序な賃金決定を是正し、労働

者の最低限度の生活保障を目的とする制度である。ただし、河田はその制度の中にいかなる男女差別もあってはならず、人としても労働者としても対等の待遇を保障する必要があることを強調していた。

また、「同一様の仕事に対する同一様の報酬」について、同じ仕事には同じ賃金をという考え方が一致していても、制度を解釈する者の立場によってまったく異なるものになるという。具体的には、使用者側からすれば仕事による成果が最も重要であって、労働者がどのように努力したかなど成果に至るプロセスはあまり重視しないため、仕事の成果が同じ場合に同等の報酬を与えるべきだと考える。その一方で、労働者側は仕事の成果よりもそれまでに至る経過が重要なのであり、その過程で肉体的あるいは精神的な労力(負担)が同じであれば同じ賃金にするべきだと主張する。言い換えれば、使用者は成果の価値をそれが有する効用によって決定するものとし(「効用説」)、労働者は成果を生み出すために要する費用(生産費あるいは再生産費)を基礎として測定すべきだとする考え方である(「生産費説」)。河田によれば、従来は生産費説が有力な学説であったが、徐々に効用説へとシフトしていき、当時は効用説の方が一般的だったという^{注10)}。河田はこの制度に対して、効用説だけでなく生産費説を再考する必要があることと、その上でさらに男女平等も徹底すべきであり、女性も一人の労働者としてみなければならぬことを訴えた。

さらに、「女子労働組合」については、イギリスを先駆的な事例として取り上げ紹介した。かつてイギリスのランカシャー(Lancashire)は綿産業が盛んであり、多くの女性が地方出身で紡績工女として働いていた。当時、イギリスの産業もまた女性は貴重な労働力であったため、工女たちは積極的に労働改善を求めていくようになった。こうしてイギリスにおける当初の労働組合は熟練女工らによる職工組合が中心となり、1875年の「女子職工組合同盟」はその代表団体であった。また、1906年に結成された「女子労働者国内同盟会」は、まだ職工組合を有しない不熟練女子労働者に向けた組織だった。で

は、日本の場合を河田はどのように考えていたのだろうか。まず、女性労働組合は女性労働者のみで結成するのではなく、知識階級や有産階級の者など周囲の協力を得ながら組織すべきだとした。そして、その組合は職業別で組織される職工組合はもちろんのこと、労働者全般にわたる「一般的労働組合」も立ち上げなければならないと考えた。さらに、男性労働組合と連携し、互いに労働改善という目標に向けて運動を行うべきだという考えを示した。

4. 河田の所説と今日的示唆

以上、これまで河田の婦人労働論について、1920年代を中心にその足取りを追ってきたが、本節では河田の所説から何が学べるのかということについて、現代的課題を意識しつつ検討を加えていく。

まず、河田の所説と現代の接点という視点から考えてみる。河田は近代化が進むなかで新たに発生した労働問題、とりわけ女性労働問題のメカニズムに家族の問題が内在していたことを「家族制度研究」を通して突き詰めていった。犬塚都子によれば、河田の家族制度研究は家族の機能やその起源、そして発達過程を検証し、結論として家族制度の崩壊に結びつけるというものであり、その発達過程については3つに要約できるという^{注11)}。

第一に、従来の家族制度は「氏族制度」を中心に機能していたが、氏族制度が衰退後はその機能を引き継ぎつつ、家族を単位とした社会組織が造られた。そして、「父権的家長制の大家族制度」は家族制度の中で最も成熟した形であり、「強大な家長権」と「女子の従属」が下支えしていた。第二に、個人主義や民主主義が浸透していくことで次第に強固な家長権が弱まる一方で、資本主義が確立していくことで個人が経済的に独立すること（「家族の自給経済」）を可能にした。第三に、当時増加傾向にあった夫婦中心の小家族制を河田は家族の最終形態にあたる^{注12)}と考え、さらに欧米諸国の結婚観や離婚数の統計データから、この小家族制でさえ次第に弱まっていき、

やがてわが国の家族制度は崩壊すると推察した。

そして、この家族制度論を展開するにあたって、河田は早くから家父長制家族制度の女性に対する抑圧を指摘し、経済的自立や参政権獲得など女性の解放を訴えていた。このような主張に至ったのは、そもそも河田が男女という性別に差異はなく区分する必要がないという立場に立っていたからである。言い換えれば、男女の人格に違いがないため、その区分で女性が差別的な待遇を受けることはあってはならないとし、教育や労働、さらには政治などあらゆる分野において男女は平等であるべきだと強調した。

では、その後の家族をめぐる議論はどのように展開していったのか。1920年代から1930年代は、女性解放運動の高まりを受けて急速に「託児所」が普及していく時期であった。それは特に農村部で顕著にみられた。また、当初の託児所は家庭内で児童は養育されるべきであり、託児所はやむを得ない理由がある場合に開設されるものとして「慈善救済事業」の性格を基本としていた。しかし、女性も労働の戦力として求められるにつれて、託児所の「社会化」が叫ばれるようになり、次世代育成支援（「国民造成の機関」）として積極的な意義を見出せるまでになっていく。さらに、都市部の託児所は児童を預ける場所としてだけでなく、児童に教育を施す場として提供され始め、今日の幼保一元化に繋がる議論の萌芽形態を垣間見ることができる^{注12)}。

また、さらに時代が進んだ高度経済成長期では女性の仕事は専ら家庭内が中心となっていくが、1980年代以降に入ると再び女性も家庭外での働きが求められるようになり、女性の社会進出が注目され、女性の解放論が再燃する。そして、現在の女性の働き方をめぐって絶えず議題に挙がるテーマは雇用間に生じる格差の問題についてである。河田も工業労働の中で最も問題にしていたのは男女の賃金格差であり、その格差解消に向けて「同一様の仕事に対する同一様の報酬」を提示した。また、河田はこの制度を導入するにあたって、同時に「最低賃金制」の制定も主張し、この制度において男女平等を徹底的に

追求すべきだとした。幸いにも河田の死後から十数年後の1959(昭和34)年には最低賃金法が制定され、のちの地域別最低賃金の導入によって「産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用」されることになった。よって、この限りにおいては河田が求めた相応の男女平等が確立してきたといえよう。

但し、現代の「同一労働・同一賃金」制度については、河田が提示する「同一様の仕事に対する同一様の報酬」とは異なる様相を呈する。厚生労働省によれば、同一労働・同一賃金とは、現代日本の働き方をめぐって、仕事と子育てあるいは介護との両立や、転職ないし再就職などさまざまな労働問題に対し、「正規」と「非正規」という雇用形態で生じている処遇の差を解消し、労働生産性を高めようというものである^{注13)}。確かに、現在非正規雇用の割合は約4割(2016年は37.5%)にのぼり、そのうち女性は約7割(2016年は67.8%)を占めている^{注14)}。その点では、上記の区分で生じる格差解消への取り組みは一定数の女性に対して効果があるといえる。しかし、河田のいう男女平等の下での同一労働・同一賃金が達成されたわけではない。今後ますます女性の労働力が必要とされていくのであれば、この点もまだまだ議論の余地を残すところであろう。

以上が河田の所説から得た今日的示唆についてであるが、もちろん河田が考えたすべてが正しかったというわけではない。というのも河田は家族制度論を展開するなかで、最終的には家族制度そのものが崩壊するという結論に至った。しかし、現在においてもなお家族制度は崩壊するどころか、「ディンクス(DINKS)」や「デュークス(DEWKS)」など新たな形態が出現するなど、多様化しつつも家族制度の機能を維持し続けている。それは、わが国の家族制度が河田の想像以上に揺るぎようのない強固な結びつきがあることを意味しているのではないだろうか。つまり、今後家庭支援のあり方を問うのであれば、わが国の家族制度史の特徴を踏まえ、改めて家族的機能をもつ意味を慎重に検討していく必要があると考える。

5. むすびにかえて—残された課題—

最後に今後の課題について触れておく。第一に、先述したように本稿は河田の婦人労働論の中でも1920年代を中心に取り上げたため、1930年代以降の河田の思想的変化については触れられなかった。そのため、この点については稿を改めて検証したい。というのも、男女という性別に差異はなく人格にも違いがないため、いかなるものでも男女は平等であるべきだとする河田独自の視点が、1930年代以降になると、労働分野においては女性にとって補助的労働が望ましいとする考え方を示すようになる。そこで、なぜ変わっていったのか、など河田の思想的変化を詳しくみることで、さらに奥行きのある河田像の検証ができるのではないかと考える。

第二に、大原社研における河田の位置づけである。繰り返しになるが、1918(大正7)年2月9日に大原社研が大原救済事業研究所と共に創設された際、社会問題研究所の幹事として就任した。また、同時に大原救済事業研究所には高田が就いたことで、設立当初は河田と高田の二大体制で運営された。これまで大原社研に関する文献はマルクス経済学者の描写が主流となっているものが多いが、このように河田を始めマルクス経済学者以外の活動家も大原社研の縁の下の力持ちとして研究所の発展に尽力していたといえる^{注16)}。そのため、河田以外に権田保之助(ごんだ・やすのすけ)、大林宗嗣(おおばやし・むねつぐ)、高田など、これまであまり取り上げられなかった活動家たちにスポットライトをあて、改めて大原社研の位置づけを問い直したい^{注17)}。

第三に、上記に関連して河田と高田の関係についても整理しておく必要がある。児童問題研究の先駆者である高田は、児童貧困問題の背景の一つには女性労働の影響が大きいことを突き詰めていく。そして、女性労働を論じる際、河田の所説を基盤に論理構築を行っていった。そこで、河田と高田の両所説の関係性を問うことで、現在求められている児童貧

困対策あるいは家庭支援のあり方のより本質的な解明につながるのではないだろうか。

謝辞

本稿作成に際して、指導教員である玉井金五先生、レフェリーをはじめとする多くの方々から貴重なご助言を賜りました。記して深く感謝申し上げます。

注

- 注 1) 本稿は、もともと 2017 年 9 月に開催された第 13 回日中韓社会保障国際会議（於 中国・南京大学）で報告した「近代日本における女性労働と児童問題—河田嗣郎の所説から—」をもとに加筆修正を行ったものである。
- 注 2) 平成 29 年度科学研究費若手研究「B」（課題番号：17K18015、補助事業期間：平成 29 年度～平成 32 年度）。
- 注 3) 厚生労働省（2016 年）「国民生活基礎調査」。
- 注 4) 厚生労働省（2016 年）「過労死等の労災補償状況」。
- 注 5) 徳富蘇峰（1863-1957）は、明治から昭和にかけてのジャーナリストでありながら、歴史家、評論家、政治家などいくつもの顔を持ち、与謝野晶子、賀川豊彦、勝海舟、伊藤博文、森鷗外、渋沢栄一、など交友関係も多岐にわたり人望が厚かった。そのうちの一人であった大原孫三郎も大原社研を創設するにあたって、設立準備の段階から徳富に助言を求めるほどであった。この点は、二村一夫「大原社会問題研究所の 70 年」『二村一夫著作集』第 8 巻、1997 年、を参照されたい。加えて、救済事業研究所の幹事は児童問題研究の先駆者である高田慎吾（たかだ・しんご）が就任し、創設当初の大原社研は河田と高田の二大体制で運営された。この点は、拙稿「日本にお

ける児童貧困問題の一起源—高田慎吾の所説から—」『経済学雑誌』第 118 巻第 1 号、2017 年、を参照されたい。

- 注 6) 四宮恭二編『故河田博士追想記』（非売品）、1942 年。
- 注 7) ここで河田と高田の関係について示しておく、高田によれば、河田との出会いは高田が京都帝国大学文科大学の二年生だった 1908（明治 41）年であり、当時河田は講師として東京から赴任してきて、教壇で国民新聞記者時代の体験を語っていたという。その後、高田が同大学法科大学講師として就任したころ河田直々の教示を受けるまでに親交が深まったと高田は回想している。
- 注 8) 四宮恭二、前掲論文注 7)、p.7。
- 注 9) 河田嗣郎『新装版 家族制度と婦人問題』クレス出版、1999 年、pp.180-181。
- 注 10) 河田嗣郎、前掲書注 9)、pp.290-292。
- 注 11) 犬塚都子「河田嗣郎著『家族制度と婦人問題』」河田嗣郎『新装版 家族制度と婦人問題』クレス出版、1999 年、pp.3-4。
- 注 12) この点は、杉田菜穂「1930 年代におけるく農村＞社会政策の一断面—農繁期託児所をめぐる—」『季刊経済研究』Vol. 35 No.3・4、2013 年、杉田菜穂・大城亜水「戦前日本における託児事業論の形成と展開」および拙稿「日本における児童貧困問題の一起源—高田慎吾の所説から—」『経済学雑誌』第 118 巻第 1 号、2017 年、に詳しい。
- 注 13) 厚生労働省（2017）「働き方改革実行計画」、を参照されたい。
- 注 14) 非正規雇用の割合は厚生労働省（2017）「正社員転換・待遇改善に向けた取組」、女性が占める非正規雇用の割合は総務省（2016）「労働力調査」、を参照されたい。
- 注 15) 厚生労働省（2017）「社会的養育の推進に向けて」、を参照されたい。
- 注 16) この点は、阿部武司『日本の企業家 10 大原孫三郎—地域創生を果たした社会事業家の

魁』PHP 研究所、2017年、が詳しい。

注17) 権田については拙稿「近代日本における余暇・娯楽と社会政策—権田保之助の所説を中心に—」『経済学雑誌』第113巻第2号、2012年、同「近代日本社会政策史における権田保之助の国民娯楽論」『経済学雑誌』第114巻第2号、2013年、大林宗嗣については拙稿「大林宗嗣と権田保之助—近代日本娯楽論をめぐって—」『経済学雑誌』第115巻第2号、2014年、高田については拙稿「日本における児童貧困問題の一起源—高田慎吾の所説から—」『経済学雑誌』第118巻第1号、2017年、を参照されたい。

引用文献

- 1) 四宮恭二・河田嗣郎先生・書齋の窓 .26,1955,p.7.
- 2) 高田保馬・學者としての河田博士・四宮恭二編, 前掲書注6),p.25.

主な参考文献

- ① 阿部武司・日本の企業家 10 大原孫三郎—地域創生を果たした社会事業家の魁 .PHP 研究所,2017年, 348p.
- ② 奥村則子・河田嗣郎『独自一己の生計』の意味—女性の経済的自立はどのように考えられたのか—. 人間文化創成科学論叢 . 2011,13, pp.299-307.
- ③ 大城垂水・近代日本における余暇・娯楽と社会政策—権田保之助の所説を中心に—. 経済学雑誌 . 2012,113(2), pp.25-46.
- ④ 大城垂水・近代日本社会政策史における権田保之助の国民娯楽論 . 経済学雑誌 . 2013,114(2), pp.68-88.
- ⑤ 大城垂水・大林宗嗣と権田保之助—近代日本娯楽論をめぐって—. 経済学雑誌 . 2014,115(2), pp.51-71.

- ⑥ 大城垂水・日本における児童貧困問題の一起源—高田慎吾の所説から—. 経済学雑誌 . 2017,118(1), pp.73-91.
- ⑦ 亀口まか・河田嗣郎の『男女平等』思想とジェンダー . ジェンダー研究 . 2003,6, pp.109-122.
- ⑧ 亀口まか, 河田嗣郎における女性論の形成過程—女性の教育と労働の問題を中心に—. 奈良教育大学紀要 . 2011,60(1), pp.1-8.
- ⑨ 河田嗣郎 . 婦人問題 . 隆文館,1910, 502p.
- ⑩ 河田嗣郎 . 家族制度研究 . 弘文堂書房,1919, 316p.
- ⑪ 河田嗣郎 . 女子労働問題 一〜三 . 経済論叢 . 1919, 8(3-5).
- ⑫ 河田嗣郎 . 労働問題及労働政策 其1及其2、其3及其4、其5及其6 . 大阪市役所社会部 .1921.
- ⑬ 河田嗣郎 . 家族制度と婦人問題 . 改造社,1924, 348p.
- ⑭ 河田嗣郎 . 新装版 家族制度と婦人問題 . クレス出版,1999, 348p.
- ⑮ 杉田菜穂 . 人口・家族・生命と社会政策—日本の経験 . 法律文化社,2010, 288p.
- ⑯ 杉田菜穂 . 〈優生〉・〈優境〉と社会政策—人口問題の日本的展開 . 法律文化社,2013, 320p.
- ⑰ 杉田菜穂 . 1930年代における〈農村〉社会政策の—断面—農繁期託児所をめぐって—. 季刊経済研究 . 2013,Vol. 35, No.3・4, pp.71-92.
- ⑱ 杉田菜穂, 大城垂水 . 戦前日本における託児事業論の形成と展開 . 経済学雑誌 . 2017,118(1), pp.55-71.
- ⑲ 四宮恭二編 . 故河田博士追想記 . 非売品,1942, 201p.
- ⑳ 四宮恭二, 河田嗣郎先生 . 書齋の窓 . 1955, 26, pp.5-9.
- ㉑ 玉井金五 . 防貧の創造—近代社会政策論研究 . 啓文社, 1992, 375p.
- ㉒ 玉井金五 . 共助の稜線—近現代日本社会政策論研究 . 法律文化社, 2012, 287p.
- ㉓ 玉井金五, 杉田菜穂 . 日本における社会改良主義の近現代像—生存への希求 . 法律文化社, 2016, 277p.

